

緊急開催！

【平成30年度消費税軽減税率対応窓口相談等事業】

必修！これだけは理解しておきたい！

## 消費税軽減税率まるわかりセミナー

会員カード  
50P

免税事業者も理解した上での対応を！

安倍首相が臨時閣議で、来年10月に消費税を10%に引き上げる方針を表明しました。これは軽減税率対象品を扱う事業者にとっては大変重要な問題になることが予想されます。また軽減税率品目の扱いがある消費税の課税事業者だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者や、消費税の免税事業者も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、実施に向けた準備が必要になります。

今回のセミナーでは、消費税とはどんな税かを再度学び、軽減税率制度の実施により、経理処理の事務作業の増加などを理解するとともに、経過措置についてもわかりやすく解説いたします。

日 時：平成30年12月4日(火)

18:00～20:00

場 所：浅口商工会本部 2階 大会議室

締 切：11月30日(金)

### カリキュラム

講 師

村上健税理士事務所

村上 元基 氏

講 師

(有)satera

小谷 芳 氏

1. 消費税軽減税率制度について
2. インボイス制度ってなに？
3. 税率引き上げに伴う経過措置について
4. 軽減税率制度で仕事の何が変わる？
5. 軽減税率対策補助金について

### 受講申込書

|        |          |          |      |
|--------|----------|----------|------|
| 事業所名   |          |          | 参加人数 |
| 氏 名    |          |          |      |
| 電話・FAX | TEL: ( ) | FAX: ( ) |      |

浅口商工会 TEL 0865 (44) 3211 FAX 0865 (44) 3212